

少 第 5 9 8 号

平成19年12月26日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察少年補導員運営要綱の制定について（通達）

少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）の施行に伴い、埼玉県警察少年補導員運営要綱（平成10年埼例規第33号・少）の全部を別添のとおり改正し、平成20年1月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 埼玉県警察少年補導員運営要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、別に定めるほか、埼玉県警察少年補導員（以下「少年補導員」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 活動区域

- 1 生活安全部少年課に配置された少年補導員の活動区域は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が指示するものとする。
- 2 警察署に配置された少年補導員の活動区域は、当該警察署の管轄区域とする。

### 第3 職務

- 1 少年補導員は、少年課長及び警察署長（以下「少年課長等」という。）の指示を受け、次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 少年相談
  - (2) 継続補導
  - (3) 被害少年の支援
  - (4) 街頭補導
  - (5) 不良行為少年事案の処理
  - (6) 家出少年及び要保護少年の処理
  - (7) 有害環境の発見及び浄化
  - (8) 少年警察活動に必要な広報啓発及び関係機関との連携
  - (9) その他特に命ぜられた事項
- 2 前項各号の具体的な活動要領については、少年補導員活動要領（別表1）のとおりとする。

### 第4 派遣

警察署長は、少年課長から少年補導員の派遣に関する要請を受けたときは、少年補導員を派遣し、少年課長が指示する区域において街頭補導活動等に従事させるものとする。

### 第5 勤務時間

少年課長等は、少年補導員の勤務時間の区分について埼玉県警察少年補導員勤務時間区分表（別表2）により、指定するものとする。

## 第6 勤務計画

少年課長等は、毎月25日までにその翌月分の勤務計画を策定し、少年補導員勤務計画表（別記様式第1号）により、少年補導員に示達するものとする。

## 第7 執務心得

少年補導員は、次に掲げる事項に留意し、執務に従事するものとする。

- (1) 少年警察の使命及び職責を自覚し、少年、保護者及び関係者（以下これらを「少年等」という。）からの尊敬及び信頼を得るよう努めること。
- (2) 職務上知り得た少年等の秘密を漏らさないこと。
- (3) 規律を守り、職員相互の融和協調を図り、並びに職務の理解及び協力を得るよう努めること。
- (4) 職務に必要な知識及び技能の習得及び向上に努めること。

## 第8 研修

- 1 少年課長等は、少年補導員に対し、必要な知識及び技能を習得させるための研修並びに専門的なカウンセリング技術及び問題解決能力を向上させるための各種教養を行わなければならない。
- 2 少年課長は、新たに採用された少年補導員に対し、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第3号に規定する触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）及び少年警察活動規則第2条第4号に規定するぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）に必要な専門知識を養うため、低年齢少年（14歳に満たない者をいう。）又は発達障害、知的障害等の特別な事由を持つ少年の特性及び低年齢少年に対する質問等の調査要領についての研修を行わなければならない。
- 3 前記2の具体的な教養の研修項目及び達成目標については、教養の研修項目及び達成目標（別表3）のとおりとする。

## 第9 少年法第6条の2第3項に規定する警察職員の指定

警察本部長は、少年補導員のうち、前記第8の2の研修を受け、又は低年齢少年に対する専門的知識を有する者を、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項に規定する警察職員に指定するものとする。

## 第10 少年法第6条の2第3項に規定する警察職員の職務

少年法第6条の2第3項に規定する警察職員は、上司である警察官の命を受け、次に掲

げる職務を行うこととする。

- (1) 触法少年に係る事件の原因及び動機並びに当該触法少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査
- (2) ぐ犯少年に係る事件の事実、原因及び動機並びに当該ぐ犯少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査

#### 第11 運用上の留意事項

少年課長等は、少年補導員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 少年補導員の特性を考慮し、常にその機能を最大限に発揮させること。
- (2) 少年補導員には、被疑者の逮捕、取調べ等の捜査活動に関し、強制的権限等の特別の権限がないので、特に慎重を期し、誤解を招くことのないようにすること。
- (3) 継続補導をはじめ、繰り返し同一少年を取り扱う場合には、組織的な対応を図ること。

#### 第12 活動に対する適正な評価

- 1 少年課長等は、少年補導員の活動の評価に当たっては、少年補導員の活動の本質に照らして、努力度及び達成度について実質的かつ総合的に評価し、機会あるごとに賞揚を図るものとする。
- 2 補導員の意向確認及び勤務状況等評価の実施については、その都度通知する。

#### 第13 危害防止のための措置

- 1 少年課長等は、少年補導員が継続補導等で少年等に接触するときは、接触する場所及び時間帯、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等受傷事故防止のための措置をとるものとする。
- 2 少年課長等は、夜間等で危害を受けるおそれのある場所及び時間帯において、少年補導員による街頭補導を行わせる場合は、警察官を同行させるものとする。

#### 第14 身分証明書

少年課長等は、少年補導員には、別に定める身分証明書を携帯させ、必要がある場合は、これを提示させるものとする。

#### 第15 勤務日誌

少年補導員は、勤務の概要を勤務日誌（別記様式第2号）に記録し、関係書類を添えて少年課長等に報告しなければならない。

## 第16 報告

警察署長は、少年補導員の勤務の概要を埼玉県警察少年補導員月別活動状況（別記様式第3号）により、少年課長を経て報告するものとする。

### 実施日

この通達は、平成20年1月1日から実施する。

実施日（平成21年3月31日務第877号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月31日生企第2299号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成28年11月30日務第2703号）

この通達は、平成28年12月1日から実施する。

実施日（令和元年6月7日少第361号）

この通達は、令和元年6月7日から実施する。

別表1（第3関係）

## 少年補導員活動要領

項 目	活 動 内 容
少年相談	<p>少年に関する電話相談又は面接相談を受理したときは、相談者の立場に立って親切に対応し、必要により非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携をとりながら、早期に問題が解決されるよう適切な措置を講じること。</p>
継続補導	<p>保護者又は関係者からの依頼があった、又は少年の非行防止上特に必要があると認められたときは、保護者又は関係者の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言又は指導を与えること。</p> <p>また、継続補導に当たっては、少年、保護者又は関係者（以下これらを「少年等」という。）の日常生活に支障を来たさないよう招致面接による指導のほか、家庭訪問による指導等を適宜実施し、必要により受持ちの地域警察官、学校、職場等と緊密な連絡及び連携を保持するなどして、その効果的な実施に努めること。</p>
被害少年の支援	<p>犯罪その他少年の健全な育成に障害となる行為により被害を受け、精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められる少年を少年相談又は事件処理を通じて把握したときは、当該少年に対し、保護者又は関係者の協力を得た上で、必要により部内外の専門家の助言又は指導を与えながら、継続的なカウンセリング等を実施し、立ち直りのための支援活動を行うこと。</p>
街頭補導	<p>非行が行われやすい場所又は時間帯を重点として、警察官、ボランティア等との連携に配慮しつつ、管内の実態に即して街頭補導を計画的に行うこと。</p> <p>なお、非行少年、不良行為少年、被害少年又は要保護少年（以下「非行少年等」という。）を発見し、又は補導した場合は、少年の特性に配慮しながら、少年等に必要な注意又は助言を与えること。</p> <p>また、街頭活動等を通じて、非行少年等の実態把握に努めること。</p>
触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年事案の処理	<p>触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年に係る事案を取り扱うときは、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理を行うとともに、当該事案に係る少年等に必要な注意又は助言を与えること。</p>

<p>家出少年への対応</p>	<p>家出少年に係る相談等を受理したときは、行方不明者発見活動実施要領（平成22年生企第2227号）等に基づき組織的な対応を図る。</p> <p>また、家出少年を発見したときは、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校又は職場における人間関係の悩み等があることを念頭にその原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うこと。</p>
<p>要保護少年への対応</p>	<p>要保護少年を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、必要により児童相談所に通告するほか、学校及び保健所をはじめとする関係機関等と連携するなど少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うこと。</p>
<p>有害環境の浄化</p>	<p>街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、インターネット上の違法又は有害情報等の実態把握に努め、有害環境を生み出している関係者に対する環境浄化のための指導若しくは協力依頼又は関係機関への連絡若しくは通報により有害環境の浄化活動を行うこと。</p>
<p>少年警察活動に必要な広報啓発及び関係機関等との連絡</p>	<p>少年の非行防止、少年の犯罪等による被害防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、地域座談会等あらゆる機会を利用し、広報資料を作成配布するなどして効果的な広報啓発を行うこと。</p> <p>また、少年警察活動は、関係機関等の理解及び協力を得て行うことが必要であることから、学校をはじめとする関係機関等と緊密な連絡を図ること。</p>

別表2（第5関係）

埼玉県警察少年補導員勤務時間区分表

区 分		勤 務 時 間
A	1	6時～13時
	2	7時～14時
	3	8時～15時
	4	8時30分～15時30分
	5	9時～16時
	6	9時30分～16時30分
	7	10時～17時
	8	10時30分～17時30分
	9	11時～18時
	10	11時30分～18時30分
	11	12時～19時
	12	13時～20時
	13	14時～21時
	14	15時～22時
B	1	6時～12時
	2	7時～13時
	3	8時～14時
	4	8時30分～14時30分
	5	9時～15時
	6	9時30分～15時30分
	7	10時～16時
	8	10時30分～16時30分
	9	11時～17時
	10	11時30分～17時30分
	11	12時～18時
	12	13時～19時
	13	14時～20時
	14	15時～21時
	15	16時～22時

（注）勤務時間には休憩時間（1時間）を含む



別表3（第8関係）

教養の研修項目及び達成目標

研修項目等	達成目標
<p>1 低年齢少年の特性 研修時間（5時間程度）</p>	<p>(1) 乳児期から青年期までの少年の心身発達の流れについて理解させる。 (2) 低年齢少年が有する、可塑性に富む、発達の個人差が大きい、迎合性が強い、コミュニケーションが困難であるなどの特性について理解させる。</p>
<p>2 特別な事由を持つ少年の特性 研修時間（3時間程度）</p>	<p>(1) 発達障害、知的障害等の特別な事由を持つ少年の症状及び特性について理解させる。 (2) 前記(1)の少年との面接時の留意事項について理解させる。</p>
<p>3 低年齢少年の特性を踏まえた調査要領 研修時間（7時間程度）</p>	<p>(1) 触法調査に係る関係法令、制度概要及び調査の実施要領について理解させる。 (2) 低年齢少年の特性を踏まえた質問の実施要領について理解させる。</p>

別記様式第1号（第6関係）

少年補導員勤務計画表（            月）

日	曜日	勤務時間 区 分	勤 務 内 容	日	曜日	勤務時間 区 分	勤 務 内 容
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

別記様式第2号（第15関係）

A	B	C	D	E	F	勤務日誌	
						勤務時間区分	
勤務日	年 月 日 ( ) 天候					氏名	
勤務時間	事案処理	少年相談	街頭活動	連絡訪問	広報啓発	その他の活動	
時 分 ) 時 分	件	少年 人 保護者 人	回				
(計 時間 分)	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
招致事案処理	区 分	処 理 人 員	処 理 区 分				
	触 法 少 年	人	○補導措置 件	○児相送致 件	○児相通告 件		
	ぐ 犯 少 年	人	○家裁送致 件		○児相通告 件		
	要 保 護 少 年	人	○児相通告 件				
	不良行為少年	人	○少年補導票作成 件 ○指導のみ 件				
少年相談	被 害 少 年 関 係	□電話相談 人 □面接相談 人		○相談の主訴 ( ) ○指導のみ 件			
	非 行 関 係	□電話相談 人 □面接相談 人		相談の趣旨			
	継 続 補 導 関 係	□電話相談 人 □面接相談 人		相談の趣旨			
	そ の 他	□電話相談 人 □面接相談 人		相談の趣旨			
	措 置	少年相談受理簿 ( 番) のとおり					
家出少年の行方不明者届受理件数		件					
補導・発見 (有害環境)	不良行為少年	□少年補導員が補導した少年の少年補導票作成 件 □少年補導員が補導した少年で現場限りの措置 件					
	触 法 少 年	人	ぐ犯少年	人	要保護少年	人	
	有害図書発見数		図書自動販売機		台	書店	店舗
	たまり場の発見		か所		ポスター等広告物		件

連絡訪問	対象	学 校	校	少年警察ボランティア	人
		家 庭	軒	そ の 他	
		教育委員会・ 青少年関係課	か所		
広報啓発活動の実施状況	活動項目	活動の名称		実施回数	主な参加者（延べ参加数）
	講演会				
	座談会				
	研修会				
	街頭広報				
	非行防止教室				
	自主作成のミニ広報紙、チラシ等の名称（資料は、月報に添付すること。）				
ボランティア等との連携活動	協力要請	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋	軒	<input type="checkbox"/> アダルトショップ	軒
		<input type="checkbox"/> まあじゃん屋	軒	<input type="checkbox"/> カラオケボックス	軒
		<input type="checkbox"/> ゲームセンター	軒	<input type="checkbox"/> ビデオショップ	軒
		<input type="checkbox"/> ラブホテル	軒	<input type="checkbox"/> コンビニエンス・ストア	軒
有害環境浄化活動状況（具体的に記載すること。）					
特記事項					

（注）勤務時間は、活動ごとに要した往復の時間を含め、及び休憩した時間を除いて計上すること。

埼玉県警察本部長 殿

警察署長

埼玉県警察少年補導員月別活動状況 ( 月)

勤務日数等		日 (うち勤務日数 日、年次休暇 日)				
勤務総時間	事案処理	少年相談	街頭活動	連絡訪問	広報啓発	その他動
時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
招致事案処理	区分	処理人員	処 理 区 分			
	触法少年	人	○補導措置 件	○児相送致 件	○児相通告 件	
	ぐ犯少年	人	○家裁送致 件		○児相通告 件	
	要保護少年	人	○児相通告 件			
	不良行為少年	人	○少年補導票作成 ○指導のみ			件 件
少年相談	被害少年関係	<input type="checkbox"/> 電話相談 人 <input type="checkbox"/> 面接相談 人	○指導のみで終結			件
	非行関係	<input type="checkbox"/> 電話相談 人 <input type="checkbox"/> 面接相談 人	相談の趣旨			
	継続補導関係	<input type="checkbox"/> 電話相談 人 <input type="checkbox"/> 面接相談 人	相談の趣旨			
	その他	<input type="checkbox"/> 電話相談 人 <input type="checkbox"/> 面接相談 人	相談の趣旨			
家出少年の行方不明者届受理件数			件			
補導・発見(有害環境)	不良行為少年	<input type="checkbox"/> 少年補導員が補導した少年の少年補導票作成 <input type="checkbox"/> 少年補導員が補導した少年で現場限りの措置				件 件
	触法少年	人	ぐ犯少年	人	要保護少年	人
	有害図書等発見数	図書等自動販売機 台		書店 店舗		
	たまり場の発見	か所		ポスター等広告物		件
連絡訪問	対 象	学 校	校	少年警察ボランティア		人
		家 庭	軒	そ の 他		
		教育委員会・青少年関係課	か所			

	活動項目	活動の名称	実施回数	主な参加者（延べ参加人数）	
広報啓発活動	講演会				
	座談会				
	研修会				
	街頭広報				
	非行防止教室				
	自主作成のミニ広報紙、チラシ等の名称（月報に添付すること。）				
ボランティア等との連携活動	協力要請	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋	軒	<input type="checkbox"/> アダルトショップ	軒
		<input type="checkbox"/> まあじゃん屋	軒	<input type="checkbox"/> カラオケボックス	軒
<input type="checkbox"/> ゲームセンター		軒	<input type="checkbox"/> ビデオショップ	軒	
<input type="checkbox"/> ラブホテル		軒	<input type="checkbox"/> コンビニエンス・ストア	軒	
有害環境浄化活動状況（具体的に記載すること。）					
特記事項					

（注）勤務時間は、活動ごとに要した往復の時間を含め、及び休憩した時間を除いて計上すること。